

実務対応報告公開草案第 41 号（実務対応報告第 5 号の改正案）「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その 1）（案）」及び実務対応報告公開草案第 42 号（実務対応報告第 7 号の改正案）「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その 2）（案）」に対するコメント

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

- ・ 実務対応報告公開草案第 41 号（実務対応報告第 5 号の改正案）「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その 1）（案）」（平成 26 年 9 月 26 日公表）
- ・ 実務対応報告公開草案第 42 号（実務対応報告第 7 号の改正案）「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その 2）（案）」（平成 26 年 9 月 26 日公表）

2. コメント募集期間

平成 26 年 9 月 26 日～平成 26 年 11 月 26 日

3. 公開草案を踏まえた公表物の名称及び公表時期

- ・ 改正実務対応報告第 5 号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その 1）」（平成 27 年 1 月 16 日公表）
- ・ 改正実務対応報告第 7 号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その 2）」（平成 27 年 1 月 16 日公表）

4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団 体 名
CL1	一般社団法人 日本経済団体連合会

5. 主なコメントの概要とその対応

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会のそれらに対する対応です。

「コメントの概要」には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っています。
また、以下の「コメントの概要」には、文章表現に関するものについては、記載していません。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
総論		
1) 本公開草案の改正内容に同意する意見	本改正は、平成 26 年度税制改正における地方法人税の創設に伴う改正であり、改正内容については同意する。	本公開草案について支持するコメントである。
2) 本公開草案の構成に関する意見	実務対応報告の内容を考えると、実務対応報告公開草案第 41 号（実務対応報告第 5 号の改正案）と実務対応報告公開草案第 42 号（実務対応報告 7 号の改正案）とを分けておく必然性は無く、この機会に 1 つにまとめることを検討していただきたい。	以下の理由から、2 つの実務対応報告を 1 つにまとめず、原案どおりとした。 - 本公開草案は、平成 26 年度税制改正における地方法人税の創設に伴い記載内容を限定的に改正するものであり、連結納税制度を適用している場合の税効果会計の考え方について変更を行ったものではないこと。 - 地方法人税法は平成 26 年 10 月 1 日から施行されており、施行日以後開始する課税事業年度から適用されることから、適時に改正を行う必要があること。 なお、コメントを踏まえ、将来的な検討課題として検討する。

以 上